

担当者	障害福祉課		担当：古蒔・福田		
連絡先	5 2 8 - 2 7 2 6		内線 3 1 6 0		
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	1	2	5	3	3

令和5年9月15日

「障害者に対する合理的配慮の提供事例集」を発行しました

障害を理由とする差別の解消を目指し、大津市独自の「障害者に対する合理的配慮の提供事例集」を発行しましたのでお知らせします。

1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）においては、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目的としています。この法律では、正当な理由がなく障害を理由とする差別の解消を目指し、「合理的配慮の提供」などを行うこととしています。

今般、合理的配慮の提供事例集の発行を行い、障害に関する理解の促進につなげます。

2 取組

今般、障害当事者等からの意見を集約し、場面ごとに想定される事例とその解決のための合理的配慮の提供の「一例」を記載し作成しました。

市民の方や事業者へ障害に関する理解の促進につなげるため、本事例集を本市ホームページ等で発信します。

3 発行日（ホームページ掲載日）

令和5年9月15日

ホームページリンク先：組織から探す>福祉部/子ども未来局>障害福祉課>業務案内>施策・計画>みんなで取り組む障害者差別解消法

4 本事例集の特徴

本事例集は、「大津市障害者差別解消支援地域協議会」等と連携し、関係団体等からの意見を集約して、本市独自の事例集として作成しました。また、これまで障害当事者等と共に実施したバリアフリーチェックの実施状況も取り入れています。

5 「合理的配慮の提供」

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。国・都道府県・市町村などの行政機関等だけでなく、事業者にも令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務づけられます。